

申請から補助金支払いまでの流れ

①申請



申請書及び委任状（申請書裏面）に必要事項を記入し、見積書（購入費等詳細が分かるもの）とエアコン設置予定箇所の写真を添付して提出してください。

【受付窓口】由布市高齢者支援課（本庁舎新館1階）
挟間地域振興課 福祉保健係
湯布院地域振興課 保険・福祉・子育て係

【受付時間】平日 午前8:30～午後5:00

※郵送の場合は（〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市高齢者支援課あて）にお送りください。その場合は高齢者支援課に到着した日が受付日となります

②事前調査

市役所職員がご自宅のエアコンの設置状況の確認に伺います。また、対象世帯（裏面記載）の確認を実施します。

③補助決定

市から申請者へ決定通知書を送付します。



※決定通知書が届く前にエアコンを設置した場合、補助対象外となります。ご注意ください。

④エアコン購入・設置

決定通知書が届いたら、事業者へ連絡しエアコン設置をしてください。

申請者は、購入設置費から補助金を差し引いた金額を事業者に支払います。



⑤完了報告

完了報告書に必要事項を記入し、①請求書・領収書、②設置箇所の写真、③設置したエアコンの型式がわかる物（保証書など）を添付して市窓口へ提出してください。※請求書、領収書、保証書等はコピーをとって原本は返却します。

（完了報告の提出がなければ事業者には補助金は支払われません。速やかに提出をお願いします）

⑥補助金支払

事業者が市に補助金を請求。

書類に不備がなければ、市が直接事業者へ補助金を支払います。